

地域社会学会会報

No.183 2014.3.15

地域社会学会事務局 Office of Japan Association of Regional and Community Studies
〒700-8530 岡山市北区津島中 3-1-1 岡山大学大学院社会文化科学研究科 藤井和佐研究室
TEL&FAX 086-251-8451(直) 郵便振替 地域社会学会 00970-2-328340
E-mail jarcs.office@gmail.com URL <http://jarcs.sakura.ne.jp/>

<事務局からのお願い>

1) 2014 年度会費納入のお願い

2014 年度会費納入用の郵便振替用紙を同封しました。会員ご本人の氏名・ご所属を明記のうえ、会費（一般会員 6,500 円、院生会員 5,000 円）のご送金をお願いします。大会会場での会費納入受付は設置していません。なお、4 月 25 日までに 2014 年度分の会費を納入していただいた会員には、『地域社会学会年報』第 26 集を大会会場にてお渡しします。

2) ご異動予定のかたがいらっしゃいましたら、事務局まで住所等の変更情報をお寄せください。4 月中旬には、会報 184 号をお送りする予定です。

目 次

1. 2013 年度第 4 回研究例会

- 1-1 「平成の大合併」と東日本大震災——岩手県大船渡市旧三陸町の事例から
丸山真央（滋賀県立大学）
- 1-2 仙台市における「仮設住宅ガバナンス」
——プレハブ仮設／みなし仮設、行政／社協／NPO
齊藤康則（東北学院大学）
- 1-3 被災後のガバナンスに関する事例報告を聞いて（第 4 回地域社会学会研究例会印象記）
上野淳子（桃山学院大学）
- 1-4 震災復興と地域ガバナンス（第 4 回地域社会学会研究例会印象記）
齊藤麻人（横浜国立大学）

2. 理事会からの報告

3. 研究委員会からの報告

4. 編集委員会からの報告

5. 国際交流委員会からの報告

6. 地域社会学会賞選考委員会からの報告

7. 地域社会学会「世界へのメッセージ」作成特別委員会からの報告

8. 社会学系コンソーシアム担当からの報告

9. 第 39 回大会開催事務局からの報告

10. 事務局からの連絡

11. 会員異動

12. 第 7 回(2013 年度)地域社会学会賞の発表と選考経過・受賞刊行物の講評及び受賞者の言葉

13. 会員の研究成果情報(2013 年度・第 5 次分)

地域社会学会第 39 回大会のご案内

日 時 2014 年 5 月 10 日(土)～11 日(日)

会 場 早稲田大学戸山キャンパス

※『会報』前号にて会場校名に誤記がありました。お詫び申し上げます。

※会場の詳細およびプログラム・報告要旨は、会報 184 号(4 月中旬発行予定)に掲載します。

1. 2013年度第4回研究例会

2014年2月8日(土)、第4回研究例会が東京大学で丸山真央会員、齊藤康則会員を報告者として開催されました。45年ぶりの大雪のなか、今回の研究例会には28名の参加がありました。報告者から、詳細な現地調査の成果にもとづく、重要な問題提起を含む報告がなされました。詳しくは、報告要旨および印象記をご参照ください。

1-1 「平成の大合併」と東日本大震災—岩手県大船渡市旧三陸町の事例から

丸山真央(滋賀県立大学)

1. 課題

「平成の大合併」によって、市町村数は4割減った一方、市町村の平均人口は1.9倍に増え、平均面積も1.9倍に広がった(総務省2010)。とくに今次の「大合併」の特徴としては、国から地方へ、県から市町村への分権が進められたのと同時に、自治体の行政改革が進んだことが挙げられよう。たとえば旧町村役場は支所化され、一定の自治体内分権があった一方で、旧役場から組織が縮小され、人員も大幅に削減されたところが少なくない(公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所編2013)。

「大合併」と東日本大震災の関係をめぐる、巷間では諸説が錯綜している。“合併は震災対応に負の影響をもたらした”“合併せずにおいてよかった”という「合併＝デメリット」説の一方、“合併してよかった”“合併していなかったせいで負の影響があった”、あるいは“今後さらなる合併が必要”という「合併＝メリット」説も根強くある。

こうした「合併と震災」問題については、行政学者や財政学者による実証研究が進みつつある。一例が室崎・幸田編(2013)である。このなかで宮城県石巻市の震災対応を検証した幸田(2013)は、応急対応・復旧・復興の各段階で合併の影響が出たと指摘している。具体的には、マンパワー減による応急対応の遅れ、総合支所の自己決定力不足による復旧・復興への影響など、総じて「合併＝デメリット」説を裏づけるものである。

「石巻問題」はどの程度の一般性をもつのか。震災対応で合併自治体の脆弱性が露見したのは確かだが、さしあたって現段階では、個別自治体・地域の実態に即した検証を積み重ね、そのうえで、石巻市でみられた問題の構造の一般性と特殊性を腑分けすることが必要なのではないかと思われる。

合併による行政の脆弱性がみられたとして、ではそれをどう補い、復元力が駆動したのかといった点が、同時に明らかにされる必要がある。そのためには行政組織にのみ注目するのではなく、地域のガバナンスの担い手や諸組織に視野を広げる必要がある。そこに(地域)社会学の貢献余地が出てこよう。

以上の課題への接近を通じて、「大合併」で再編成され震災対応で顕在化してきた新しい「地域」ガバナンスのかたちや性格も明らかになるだろう。

2. 視角と方法

ここで有益なのが、法社会学者の名和田是彦の「「地域的まとまり(領域社団)」の重層構造」論(名和田2003, 2009)である。「国家化した領域社団」としての自治体よりも下位スケール(狭域)におけるさまざまな「地域的まとまり」、たとえば「平成」「昭和」「明治の大合併」以前の自治体という地域的まとまりが重層して、今日の「地域」ガバナンスが編成されている。そこで各層が何をどう受けもち、どのような社会的基盤の上で機能している(しない)のか。

名和田(2009)は「地域的まとまり」の社会的機能を、「[住民が]共通に必要なとしていながらそれぞれの個人的な力では調達できない共同的な役務(「公共サービス」)」の組織化と「[地域的]まとまりを管理運営するための集合的な意思決定(「公共的」意思決定)」の2つに整理している。震災対応で各スケールの領域ガバナンスがこの2つをどう果たしたのか、果たせなか

ったのか。

我々は、2001年に岩手県大船渡市に編入合併された旧三陸町地域で、行政や地域住民組織などの関係者へのインテンシヴな調査をおこなってきた。以下、それをもとに議論する。

3. 事例分析

岩手県沿岸南部に位置する大船渡市は、人口約4万人（旧大船渡市3万3千人、旧三陸町7千人）、眼前に三陸漁場を擁し、漁業と水産加工業が主産業の小都市である。東日本大震災では、最大波11.8mの津波を受け（気象庁現地調査）、死亡340人、行方不明79人、5,556（全壊2,789）世帯の建物被害が生じた。

旧大船渡市と旧三陸町の合併については、以前まとめたことがあるが（丸山 2005）、要点を述べれば、財政悪化が深刻な旧三陸町を旧大船渡が救済したという側面が強く、旧三陸町で一部に反対があったものの、総じてスムーズに進行した合併だった。

3.1 「三陸町」——「平成の大合併」以前の地域的まとまり

旧三陸町地域で震災対応はどのようにおこなわれたのか。市の出先機関である三陸支所（旧町役場）は津波で全壊した。本庁（大船渡市役所）は高台にあって津波被害を免れたため、インフラが復旧したあと、本庁が支所のバックアップができた。復興関連の専門部署が強化されるなど、震災対応に向けて市の組織強化がなされたという事実をあわせて考えると、本支所間の補完と分業だけでなく、「大合併」の際にいわれた「合併による規模の効果」「行政の高度化・専門性強化」は一定程度あったとみてよさそうである。

ただし三陸支所の職員数は、合併後に大幅に減少しており、たとえ支所が被災しなかったとしても、応急対応でマンパワー問題が発生した可能性は否定できない。しかし旧三陸町時代の独自制度や組織（たとえば出張所や診療所）は、「一市二制度」として残されており、これが旧三陸町地域での綿密な対応が可能になったという側面はある。

確かなのは、三陸町地域の政治的代表性が合併後に徐々に下がってきたということである。市議は、全市1選挙区になったこともあって、有権者数が少ない三陸町地域から選出される市議は減った。また合併時に三陸町地域に「地域審議会」が置かれたが、2011年度末に合併建設計画が期限切れを迎えて廃止された。こうした旧三陸町地域の政治的代表能力の低下が、復興が進むなかでどのような影響をもたらすのかは今後注視する必要がある。

3.2 「地区」——「昭和の大合併」以前の地域的まとまり

大船渡市では、「昭和の大合併」以前の旧町村は「地区」と呼ばれる。三陸町地域については「地区」が藩政村にあたり、綾里、越喜来、吉浜の3つがある。三陸町地域では地区ごとに漁協がある。また行政の出先機関として出張所・地区公民館があり、これが地区のまとまりの核になっている。とくに震災では、緊急対応から復旧段階まで、地区公民館が大きな役割を果たした。地区公民館は本来、社会教育施設だが、コミュニティ振興目的で事実上の地域自治の第一線組織となってきたためである。

三陸町の地区公民館のひとつ、吉浜地区公民館の場合をみてみよう。高台移転の成功例で知られる吉浜地区は、今回の震災で人的・建物被害が少なかった。しかし漁業関係の被害は大きかった。発災直後に地区災害対策本部が立ち上げられ、地区公民館は支援物資の分配と生活物資の調達の拠点となることで、市行政の補完機能を果たした（吉浜地区公民館編 2012）。

「地区」は復興段階でも影響力をもつようになっている。復興をめぐる利害調整と意見集約が必要なことから、2011年初夏ごろから地区ごとに「地区復興委員会」がつくられ、三陸町地域の3地区でも設立された。これは任意団体だが、地区の要望をとりまとめて市に提出したり、独自の地区復興計画を策定したりするなど、復興にあたって大きな役割を果たしつつある（饗庭ほ

か 2013 ; 池田 2013)。

地区公民館や地区復興委員会によって、震災対応で「地区」の影響力がせり出してきた。それは「三陸町」というスケールの領域ガバナンスが溶解しているのと対照的である。では「地区」の影響力はどこからくるのか。それはより下位スケールの「部落」をみることで明らかになると思われる。

3.3 「部落」

三陸町地域では、部落（村落、むら）はひとつないし複数の集落（小字、景観上の家々のまとまり）からなり、藩政期には「組」と呼ばれていたようだ。これが地域住民組織を形成し（「部落会」「契約会」「自治会」など名称はさまざま）、住民自治の基礎的単位となっている。部落会は「地域（部落）公民館」という集会施設を運営している。

越喜来地区の X 部落では、発災直後に自治会が独自の災対本部を組織して、部落の震災対応の中心になった。行政の支援がこの部落に入ったのは発災 2 日後だが、それまで応急対応にあたったのは自治会だった。その後も自治会は、救援物資の分配のほか、自治会長が市長に地域要望を伝えるなど、行政とのパイプ役も果たした。

もうひとつ部落の事例をみよう。吉浜地区の Y 部落は、アワビとワカメを中心に漁業専門家が多く、漁村の性格をかなり保っている。ここの部落会も発災直後から率先して応急・復旧対応にあたった。独自の災対本部を設置したり生活物資の調達と分配を 1 か月以上にわたっておこなったりしたのは X 自治会と同様である。

Y 部落で顕著にみられるのが、部落や部落会の基礎に「マキ」と呼ばれる同族関係があることだ。マキは、三陸町地域では単系出自の家連合を意味し、生産・労働の共同機能はもたないものの、盆と正月のホトケマイリ（マキの家々を回り仏壇を拝む風習でアイサツマワリともいう）にみられるように、祖霊信仰／親交機能を保っている（上野 1992）。マキは部落内で完結する。換言すれば、家連合として部落がある。震災では「同じマキで被災したうちはあれば、まず助けるといふもの。そうやって互助的にどうにかして、そのうえで部落でということになる」（あるマキの本家の家長の話）。つまりマキが互助機能を果たし、その総体として部落や部落会が機能したというわけだ。

先にみた「地区」はこうした部落が連合したものとしてある。たとえば地区復興委員会は部落代表者の連合組織の性格をもつし、地区災対本部は部落の代表者によって構成され、救援物資の配給は部落担当者が受け取りに行くのである。「地区」の“強さ”は、家連合という確たる基礎的社会関係の上にある部落を基盤にもつことに根拠があるのだ。

4. 分析結果のまとめ

本事例の場合、合併が自治体の震災対応にもたらした影響は両義的というのが適当だろう。規模や機能が強化されたメリットは確かにあった。「一市二制度」の効果もあった。三陸町地域で「合併＝デメリット」説が噴出ししないのはこれらが一因であろう。

一方で、合併後の行革に伴う支所の人員減が負の影響をもたらした可能性も否定できない。さらには、市議や地域審議会にみられるとおり、「三陸町」という領域単位の影響力が低下したのは明らかである。

かかる合併に伴う行政の脆弱性は、「地区」や「部落」によって補われた。行政の支援が届かない時点で、あるいは復興過程でも、自治体より下位スケールの地域的まとまりは大きな役割を果たした。「部落」はその基底に、同族関係をはじめとする基礎的社会関係をもち、「部落」の連合体として「地区」がある。敷衍すれば、こうした社会関係が弛緩・解体すれば、行政が“遠くなった”合併後の今日、災害に対する地域社会の脆弱性は増大し、復元力は低減するだろう。

震災対応で明らかになってきた「地域」ガバナンスの新たな重層的編成は、以上からも示唆さ

れよう。「昭和の大合併」以前の地域的まとまり（地区）の影響力が増大した反面、「平成の大合併」以前のまとまり（三陸町）の影響力低下が顕著である。これは「昭和の大合併」で生まれた基礎自治体という地域的まとまりがいったい何だったのかという問いを誘発する。また、本報告で十分に触れられなかったが、進行中の復興事業において各領域ガバナンスがスケール間でどう分業するか（たとえば防潮堤問題や高台移転問題で、県・市・地区・部落は利害調整や意思決定をどう分業するか）の解明が今後の課題となる。

5. 補論：「国家のリスケーリング」視角からの考察

「合併・震災・リスケーリング」の三題断を、との指示が研究委員長からあったが、紙幅が尽きたので、3つめについては簡単に述べるにとどめたい。

「国家のリスケーリング」研究は「第2ラウンド」に入ったといわれる（Brenner 2009=2011）。問題提起から実証研究へ、そして実証研究の知見を理論研究に還元させるという段階である。一例が、非西欧世界の国家のリスケーリングの比較研究の活性化である（Park et al. 2012; Park 2013 ほか）。こうした流れのなかで日本でも研究が進みつつあるわけだが、そこではおもに、国家のリスケーリングの日本的（あるいは東アジア開発主義国家的）特殊性の探究（山崎 2012; 玉野 2012; 丸山 2012; Park et al. 2012; Maruyama 2012; 町村 2013 など）やローカルな現場の「地域主体」への注目（中澤 2013）が焦点になっているようにみえる。

では「合併と震災」研究はそこにどう貢献できるか。第1に、震災という危機における「国家の新しいスケールの編成」の危機管理能力の評定があろう。開発主義×ネオリベリズムによる国家のリスケーリングがもたらした脆弱性、あるいはそれに対する復元力の社会的メカニズムの探究と言い換えてもよい。なお、震災という「インフラ論的危機」（Graham 2010）が、「国家のリスケーリング」論議で前提にされるレギュラシオン経済学的「危機」とどのような異同をもつのかを考えることは、「国家のリスケーリング」研究における「危機」や「調整」概念の再考につながるかもしれない。

第2に、国家のリスケーリングが、国家諸機構のリストラクチャリングにとどまらず、より下位スケールの領域ガバナンスの再編成につながるという本報告の知見は、「rescaled state と neighborhood governance」という新たな課題を呼び起こす。「国家のリスケーリング」研究は当初から、national state と local state の間に新設される政治行政機構に関心をもってきた（Brenner 2004; Goodwin et al. 2012; Keating 2013 など）。だが local state より下位スケールのガバナンスにはそれほど注目してこなかった（cf. 丸山 2013）。ここに新しい研究領野が拓かれる可能性があるかもしれない。

注：参考文献は紙幅の関係から割愛した。本報告は近く報告書として公表する予定なので、そちらを参照してほしい（報告書が必要な方は連絡されたい）。

1-2 仙台市における「仮設住宅ガバナンス」

—プレハブ仮設／みなし仮設、行政／社協／NPO

齊藤康則（東北学院大学）

1 はじめに

東日本大震災における二次避難の特徴として、民間賃貸住宅を借り上げ被災者に提供する、いわゆる「みなし仮設」（借り上げ住宅とも呼称される）が大量に出現した点を挙げるができる。とりわけ仙台市では（原発避難を含めて）広域から避難者が流入し、市内の仮設住宅の80%以上を、このみなし仮設が占めることになった（支店経済都市ゆえの賃貸物件の空室率の高さが、そうした流入の受け皿になったともいえる）。震災から1年後、2012年3月の仮設住宅の内訳を

示せば、プレハブ仮設 1,346、借り上げ公営住宅 825、みなし仮設 9,838（仙台市「仙台復興リポート」Vol.14）。時間経過とともに仮設住宅の入居者は漸減傾向にあるが、3者の入居比率にはほとんど変化が見られない。このみなし仮設は都市部で予想される大規模災害を念頭に、従来のプレハブ仮設に代わるものとして期待も寄せられているが、本報告が取りあげる仙台市のケースは、みなし仮設が制度論としても支援論としても、いくつかの検討課題を抱えてきたことを浮き彫りにしていよう。

以上が「仮設住宅ガバナンス」を問わなければならない第一の理由だとすれば、その第二の理由は、従来型のプレハブ仮設についても阪神・淡路大震災における孤独死への反省から、複数世帯を単位とする「コミュニティ型入居」が導入される一方、同一市内・同一区内であっても行政型・自治型・NPO型と支援体制を異にしてきた点にある。それを「都市部があり田舎の地域もある、仙台の難しさ」といったローカリティによって説明することも間違いではなかろうが、この間のプロセスをつぶさに見ると、こうした複数の支援体制が生まれた要因を震災前後の社会過程に求めることもできるように思われる。

本報告はいまだ事例紹介の域を出ていないが、プレハブ仮設／みなし仮設という住居形態、行政／社協／NPOという支援主体の観点から、仙台市におけるこれまでの「仮設住宅ガバナンス」について記述し、若干の分析を試みるものである。

2 震災前後の社会過程

①**県と政令指定都市の関係** 一時は「さんずの川」とも形容された宮城県と仙台市の対立関係は、1989年の政令指定都市化に前後して激化した。2000年代中葉には協調路線へ転換することになったが、指定都市市長会議における「特別自治市」の構想（2010年）に見られるように、二重行政を解消し、権限と財源を大幅に移譲したい仙台市と、東北一の大都市に対して、他市町村への配慮と公平性を求めようとする宮城県の間には、依然として若干の温度差が認められる。それが仮設住宅をめぐる県・市対立の底流をなしている。

②**本庁と区役所の関係** 政令指定都市化によって仙台市は5区役所・2総合支所の体制となったが、その際導入されたのが「大区役所制」である。区長に権限を集中させ、行政サービスを一体的に提供できるよう、各区に区民部・保健福祉センター・建設部の3部門に設置するこの制度は、総合調整機能のなさ、財源の少なさもあって市長選のたびに争点化してきた。一時見直しも検討されたこの大区役所制は、直近の基本計画（2011年3月）では地域協働拠点として区役所を機能強化する方向へ転換している。そこでは各区まちづくり推進課への地域連携担当職員の配置、各区中央市民センターの（教育局から）区役所への移管が施策化されたが、震災によってその実施は2011年5月にずれ込むことになった。

③**市民協働の展開** 仙台市における市民協働の嚆矢となったのは、公設民営（NPO）による「市民活動サポートセンター」の設置である（1999年）。本庁・市民局への市民活動支援室の設置と合わせて、当時の藤井市政「市民協働元年」の象徴となった出来事である。以来さまざまな活動が展開されてきたが、2000年代中葉の市長交代によって後退した市民政策が再び重点施策化したのは、現在の奥山市政が始まってからである（2009年）。震災以降は「100万人の復興プロジェクト」のもと、被災者生活再建支援・被災者への情報提供・震災メモリアルプロジェクトが、市民協働という手法によって事業化されている。

④**社会福祉協議会の位置づけ** 震災以前、5区社協で統一的な事業を展開することの難しさ、各区社協間のネットワークの弱さといった問題を抱えてきた仙台市社協。その背景としては各区社協の裁量性もさることながら、社会福祉法人格の有無に象徴される（職員の）ノウハウの違いも指摘することができよう。

震災以前の他機関・団体との連携はどうであったか。行政との関係について言えば、本庁・健康福祉局、各区保健福祉センターとの関係が密接である一方、コミュニティ政策という領域で重

なりあう市民局・区民部とのネットワークは概して弱かった。また NPO との連携・協働意識も弱く、（活動の熟度に地域差はあれ）地区社協・民児協をはじめとした系列団体を優先しがちであった。だが災害ボランティアセンターの運営をきっかけとしてコーディネート機能の重要性が認知され、2013 年度にはコミュニティソーシャルワーカーが各区社協に配置されることになった。この CSW は現在、2014 年 4 月に本格入居のはじまる復興公営住宅における支援体制づくりを重点課題としている。

3 仮設住宅をめぐるガバメントの動き

① **みなし仮設をめぐる制度展開** みなし仮設の提供は災害救助法の弾力運用に関する厚労省通知（2011 年 3 月 19 日付・社援総発 0319）によって可能となったが、その制度的根拠は 2000 年に出された厚生省告示第 144 号「応急仮設住宅の設置に代えて賃貸住宅の居室の借り上げを実施し、これに收容することもできる」にさかのぼる。だがこの通知（および告示）が想定していたのは「県・貸主・入居者」による三者契約であるのに対して、仙台市で実際に増加していたのは「貸主・入居者」による二者契約であった（震災直後の混乱状況の中で、上記通知の趣旨はどの程度被災者に浸透していたのか、自費であっても当面の住居を確保しようと考えた被災者がどの程度存在したのか、これらは今後の検証課題である）。それゆえ仙台市は政府に対して、すでに被災者が入居している賃貸住宅を応急仮設住宅として追認するよう要望書を出している（同年 4 月 30 日付・社援発 0430 で三者契約への切り替えが可能になった）。

合わせてみなし仮設を提供する実務にあたった、宮城県と業界団体の震災前後の動きについても一瞥しておこう。県はすでに 2007～2009 年の時点で宮城県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会宮城県本部という 2 業界団体と災害発生時の（民間賃貸住宅の）情報提供、無償仲介・媒介行為を内容とする協定を結んでいた。だが東日本大震災ではこのスキームが十分に機能することはなかった。それは（行政庁舎が被災したことによる）自治体への情報提供の難しさ、2 業界団体との個別協定による物件情報の重複といった問題が発生したからである（その反省に立って、2013 年 10 月には全国賃貸住宅経営者協会連合会を含めた 4 者協定が締結されている）。

② **仮設住宅をめぐる県・市対立** 仙台市幹部は「権限さえあればもう 1 ヶ月早く（プレハブ仮設を）全戸整備できた」と語る（2012 年 2 月 14 日付・河北新報朝刊）。行政機能が残存していた仙台市は発災から 3 日後の時点で建設用地を確保していたのに対して、宮城県はその他被災自治体との（復旧スピードの）不公平感を懸念したと言われている。

さて、ここで問題としたいのは「権限」が指示する内容である。宮城県は 4 月 19 日の時点でプレハブ仮設に関する事務を一部委任しており、山元町・女川町・南三陸町では住民ニーズに対応したプレハブ仮設が独自建設されることになった（523 戸）。だが県庁職員によれば「仙台市は（この時点では）事務委任の話に乗らなかった」。市としては（プレハブ仮設の建設計画がほぼ固まった）4 月中旬の権限委譲では遅きに失したのであろう。だがその後、このプレハブ仮設問題をテコとして「特別自治市」構想（2-①）が再燃したことを考え合わせれば、市の関心は住民ニーズに合わせたプレハブ仮設ではなく、むしろ災害救助法に規定された権限そのものをターゲットにしていたと思われる。

またみなし仮設でも同様の対立が生ずることになった。県内には最大 26,000 のみなし仮設が存在したが、県の家賃支払いは 2011 年 9 月の時点で、わずか 1 割に止まっていたからである。とりわけ多くのみなし仮設を抱えていた仙台市には、入居者・貸主の双方から不満が寄せられることになった。このみなし仮設は当初契約の段階だけでなく、毎月の支払いや再契約手続きなどの事務が必要となるのに対して、県庁・保健福祉部（震災援護室）の担当職員は 13 名と限られ、不動産取引の専門知識を有する職員もいなかった。だが仙台市には終始、みなし仮設の管理業務しか委任されなかったのである。「県が処理できなかった点も、市であれば十分対応できた」とは、市職員の弁である。

③NPOによるプレハブ仮設の支援体制 本庁・市民局（市民協働推進課）は、ホームレス支援・障害者雇用・児童虐待防止などに取り組む福祉系NPOが震災直前に結成した一般社団法人「P」と「安心見守り協働事業」を展開してきた（2011～2013年度）。これは緊急雇用創出基金によって被災者を「絆支援員」として雇用し、プレハブ仮設・借り上げ公営住宅の入居者の見守り、コミュニティ支援にあたるものである。

ではなぜ日常時、医療・保健・福祉を所管してきた健康福祉局、地域福祉を推進してきた市社会福祉協議会ではなく、市民局が主導することになったのか。それは震災直後から前者の健康福祉局が災害救助法の対応部局として仮設住宅の管理や義援金の配布などの業務に、後者の市社協は災害ボランティアセンターの運営に、それぞれ忙殺されることになったからである。こうした役割分担の隙間で、平時より市民団体とのパイプを築いてきた市民局が「安心見守り協働事業」を施策化したといえよう（2-③）。

だが、このNPO型の支援体制が十分に浸透したとは言いがたい。当初は全プレハブ仮設（1,505世帯）を対象としていた「安心見守り協働事業」であったが、結果的にはプレハブ仮設約450、借り上げ公営住宅約200戸に止まっている。その背景として、コミュニティ型入居のプレハブ仮設は「よそ者」のマンパワーが不必要であった点（4-④）、行政・社協の一部に被災者雇用による被災者支援というスキーム自体への懸念があった点を指摘できる（健康福祉局・市社協不在のまま施策化されたことへの反発も大きかった）。その一方、「P」の事業内容そのものもコミュニティ・ワークサロン、就労支援相談センター、就労準備支援センターというように、被災者の生活支援から生活困窮者の就労支援へ段階的に移行していった（4-⑤）。それと平行して「絆支援員」の訪問活動も、継続支援・見守り・支援不要などの類型化による、世帯の緊急度に応じたものへ変わっていった。

④市社協によるみなし仮設の支援体制 震災直後から災害ボランティアセンターを運営してきた市社協では当初、みずからが支援すべき被災者像が明確ではなかった。プレハブ仮設は移転・再建を視野に、区役所が担当することになっており、みなし仮設については入居者のデータが整理されておらず、「見えない仮設」となっていたからである。その時点では漠然と、沿岸部の在宅被災者が社協の支援対象として考えられていたという。

市社協としての支援対象が明確化したのは、仙台市のみなし仮設調査によって入居者の生活ニーズが顕在化した2011年秋のことである。震災復興本部（現・復興事業局）は「情報が届かない」「プレハブ仮設ばかりに物が行って」といった被災者の声を承けて、市社協に対して入居者の生活支援を打診し、「地域支えあいセンター事業」が施策化されることになった。その第一弾として、2011年12月に巡回相談や交流イベント・サロン活動を手がける「中核支えあいセンター」が開設され、翌年5月には「地域支えあいセンター」が各区に設置され、高齢者世帯・ひとり親世帯・障害者世帯を優先的に、戸別訪問によるニーズ把握と情報提供が進められていった。

だがこの「地域支えあいセンター事業」は市社協を所管する健康福祉局ではなく、復興事業局からの依頼（また市からの委託事業ではなく、市社協の自主事業という位置づけ）であり、センター職員の雇用も単年度補助金に依存している。仮設住宅から復興住宅へとステージが変化中、日常時とは異なるルートからの事業には不安定性も伴っている。

4 「仮設住宅ガバナンス」の多様性

①コミュニティ型入居の実際 プレハブ仮設の入居にあたって仙台市は、神戸市の応援職員のアドバイス、津波被災地域の特長（農村型コミュニティ）をふまえて、2011年4月の第一次募集では10世帯以上、5月の第二次募集では5世帯以上というようにコミュニティ型入居を採用することとした（7月の第三次募集からは単独世帯可）。だがその実態には若干の注意も必要である。第一次募集で提供されたプレハブ仮設の場合、事実上、避難所で形成された人間関係による入居であったのに対して、第二次募集では震災以前のコミュニティによる入居が大部分となっている。

またコミュニティ型入居のプレハブ仮設でも、残室が第三次募集に回された場合は単独世帯が入居することになる。このようにコミュニティ型と単独世帯型が混在しているプレハブ仮設も多く（本報告では準コミュニティ型と名付ける）、そこでは自治会の運営、生活ルールの形成に時間を要することもあった。

②若林区の行政型体制 津波被災を受けた若林区と宮城野区には地域連携担当職員が6名ずつ、震災対応のため重点配置されたが（2-②）、さらに若林区では臨時職員9名を独自雇用し（緊急雇用創出基金による）、避難所・プレハブ仮設に配置することになった。彼（女）らにはプレハブ仮設の集会所の管理人としてコミュニティ形成の一翼を担い、仮設自治会役員と地域連携担当職員の橋渡しの役割を果たすことが期待された。

こうして若林区の支援体制は「まちづくり推進課－地域連携担当職員－管理人－仮設自治会」となったが、地域連携担当職員と管理人を併用するこの仕組みは課題も抱えている。地域連携担当職員について言えば、（プレハブ仮設に臨時職員を置いていない）宮城野区がフィールドワーカー型であり、プレハブ仮設を日々、巡回訪問しているのに対して、若林区の場合は（現場職員の配置によって）地域連携担当職員が内勤化してしまった。その結果として仮設自治会、入居者との関係構築が難しかったきらいもある。一方、管理人については集会所の管理なのか、コミュニティ支援をどこまで手がけるのか、場合によっては心のケアにも踏みこむべきか等々、その業務内容が曖昧なままであった。1期目の管理人は避難所ボランティアの経験者も少なくなく、当初は避難所からの「知った顔の継続」を図るという目的もあったが、地方公務員法に定められた規定によって最大1年間の任期とならざるをえず、その後の管理人の交代によって、彼（女）らの業務内容は文字通りの管理へと縮減されていった側面も認められる。

※なお他区にも共通する行政型体制として、住まいの再建・就労意向をめぐる本庁・復興事業局の生活再建支援員、健康状態をめぐる各区保健福祉センターの看護師・保健師による被災者訪問であったり、「被災者支援連絡調整会議」「被災者支援ワーキンググループ」といった区役所内のテーブルを上げることができるが、ここでは詳述しない。

③若林区の支援（者）ネットワーク 震災以前、若年層の担い手の少なさ、地域外からの入り込みの少なさに直面していた若林区。そうした地域事情が区役所による「R」、区社協による「F」という、上からの支援（者）ネットワークの組織化の背景となっている。2011年5月に結成された「R」は震災当時、区内で活動していたNPO・企業・大学などが結成し、まちづくり推進課・区中央市民センターが事務局機能を担っている官民協働の団体であり、サロン・交流事業（サロン活動の実施、支援者のケア）、ふるさと継承事業（地域誌の刊行）、ネットワーク構築・情報発信事業（「復興情報セミナー」の開催）が主な活動内容である。一方、若林区社協が事務局を務める「F」（2012年1月～）は社協系列団体の再組織化、ボランティア・福祉系NPOとの連携強化、そして被災者団体と支援者団体のネットワーク形成といった目的を有しており、隔月開催されるミーティングでは被災者・支援者の心のケア、仮設住宅・復興住宅の見守り体制、企業によるボランティア活動などが話し合われてきた。以上のように「R」と「F」は生活支援という領域こそ重なり合うものの、前者は事業志向のイベント型、後者は協議志向の地域福祉型というように、その方向性を異にしてきた。それぞれの事務局を担っているまちづくり推進課と区社協は震災以降、連携・協働の必要性を認識するようになったものの、その糸口を見つけないまま今日まで至っている。

④宮城野区の自治型体制 地域連携担当職員と管理人を併用した若林区に対して、コミュニティ型入居を徹底した宮城野区は、「まちづくり推進課－地域連携担当職員－仮設自治会」という体制を敷くことになった。前述の若林区の管理人の役割を、地域連携担当職員と仮設自治会（長）が分担しているとも言えようか。また単独入居型の2プレハブ仮設には「安心見守り協働事業」を担う「P」が常駐し（2011年7月～）、区役所まちづくり推進課・保健福祉センターとの間で「ケア会議」を開催してもいる。

宮城野区ではまちづくり推進課も区社協も、前述した若林区のような支援（者）ネットワークを形成してこなかった。代わりに期待されたのがコミュニティ型入居によって温存された、旧町内会＝仮設自治会のコーディネート力である。だが自治会長の負担感は大きくなり、それゆえ代替わりも早く、住宅再建によってリーダー層が退去したプレハブ仮設では活動頻度が低下するなど、この自治型にも両義的な側面が認められる。

⑤NPO型から自治型に転換した太白区 仙台市内で最初に入居のはじまった太白区のプレハブ仮設（200世帯クラス）では、2011年6月に区役所主導による自治会設立が失敗して以降、駐車場やゴミ出し等の生活ルールが無法化し、スラム状態を呈していたという。そこで入居者を再組織化する勢力となったのは、（避難所での急拵えの人間関係とはいえ）コミュニティ型で入居した10名のメンバーが設立した「A仮設住宅運営委員会」（同年9月）であり、それが「A仮設住宅自治会」（2012年3月）の母体となった。

市民協働推進課による「安心見守り協働事業」が展開されていたこのプレハブ仮設で時間経過とともに露呈したのは、被災者雇用による被災者支援の難しさに他ならない。3ヶ月ごとに生じる「絆支援員」の交代とともに彼（女）らのスキルは低下していったが、それを象徴する「事件」が2012年4月に発生した。ここでは「事件」の詳細な記述は控えるが、被害者が「絆支援員」に相談していた案件が、専門機関につながれることなく事実上放置されてしまったことが、この「事件」の背景をなしていた。「健康福祉局、太白区の保健福祉センターからの発注であれば、もっと連携は深まった。市民協働推進課の発注だったことが、『P』のパフォーマンスを引き出せない最大の原因」だと考えた自治会は、この「安心見守り協働事業」だけに依存することなく、自治会主導によって二重、三重のケア体制の構築にむけて動き出すことになった——「ケア会議」（まちづくり推進課・保健福祉センター・「P」が参加）、「健康相談会」（周辺のN病院の医師・看護師、理学・作業療法士チームの訪問）、「心のケア」（T大学の心理カウンセラーの訪問）。

またこの仮設自治会では「ここに復興住宅ができれば良いのに」という高齢女性の声を承けて、仙台市の公募買取事業に合わせて復興公営住宅を自主設計することとなった（2012年8月）。事業化そのものには失敗したが、隣接地域には復興公営住宅が3棟建設されることが決まり、現在、仮設住宅・復興住宅双方の見守り策を検討している。

5 小括

これまで述べてきた内容をまとめれば、以下のように図表化することができよう。

仮設住宅の形態	区	入居方法	入居者の支援体制		支援（者）ネットワークの中心	
プレハブ仮設	若林区	準コミュニティ型	復興事業局（生活再建支援員）	保健福祉センター（看護師・保健師）	「R」 （まちづくり推進課・区中央市民センター） 「F」 （区社会福祉協議会）	
		単独世帯型				
	宮城野区	コミュニティ型			自治型 （地域連携担当職員・まちづくり推進課）	仮設自治会
		単独世帯型			NPO型	「P」
太白区	準コミュニティ型	NPO型→自治型			「P」・仮設自治会	
みなし仮設	全5区	単独世帯型			社協型 （中核支えあいセンター・地域支えあいセンター）	—————

プレハブ仮設では震災以前の町内会ごとに入居したコミュニティ型はもちろんのこと、避難所の人間関係をきっかけとして入居した準コミュニティ型でも、時間経過とともに自治会活動が形

成されていった側面が認められる。同じ準コミュニティ型であっても、防災集団移転地域と津波浸水区域が混在しているプレハブ仮設は、やや事情が異なっている。入居当初のイベント型活動によって形成された人間関係が、やがて復興イメージを違えていく中で疎遠になっていったケースも少なくない。一方、みなし仮設については市社協「地域支えあいセンター事業」がサロン活動や戸別訪問を手がけてきたが、点在化した人びとの組織化コストは大きく、入居者自身によるグループは市内でも2～3しか存在しない。今日に至るまで、ボランティア・NPOともつながりにくい状況に置かれてきた。

今後の復興まちづくりは、あすと長町の都市再開発や地下鉄東西線の沿線開発などとも連接化する様相を呈している。その中で、これまで醸成されてきた「仮設住宅ガバナンス」がどのような展開をたどっていくのか、その点については引き続きの研究課題としたい。

1-3 被災後のガバナンスに関する事例報告を聞いて（第4回地域社会学会研究例会印象記）

上野淳子（桃山学院大学）

2月8日、降りしきる雪のなか、東京大学本郷キャンパスで第4回研究例会が開催され、熱気に包まれた議論が展開された。入会して初めて参加した研究例会で印象記を担当するという大役をいただいたため、これまでの議論に対する理解や知識の不足があると思うがご容赦いただきたい。

第一報告は、丸山真央氏（滋賀県立大学）による「『平成の大合併』と東日本大震災」であった。震災への対応、復旧・復興過程に合併がもたらした影響については、メリット説とデメリット説が錯綜している。丸山氏は岩手県大船渡市旧三陸町の事例をもとに、①合併の影響、②合併がもたらした地域の脆弱性を補い復元する仕組み、③震災後の新しい「地域」ガバナンスについて検討し、以下のように指摘した。①人員削減はあったものの旧町の独自制度は維持されており、また、復興を担う部局に専門職員が入る等行政機能が強化された結果、合併に対する不満はあまり出なかった。他方で、旧三陸町の地域的まとまりが失われ政治的代表性が低下した。②地域を束ねる単位として、旧「町」（平成の大合併以前の基礎自治体）に代わって「地区」（藩政村）が浮上した。「地区」はより下位スケールの「部落」の連合体であり、親族組織と漁協を基盤に「部落」が形成されていることから、こうした社会関係が乏しい都市化地域では合併の異なる影響が予測される。③影響力をもつ「地域的まとまり」の単位が合併と震災をつうじて変化する中で、利害調整・意思決定を異なるスケール間でどのように分担するかを検討する必要がある。

報告後の質疑は、地域の社会関係とガバナンス、リスケーリング論の2点にまとめられる。前者については、「部落」内の親族ネットワークの網羅性や共同の契機、「地区」と「部落」の関係、震災後に意思決定・調整の場として重要性を増した「地区」（地区復興委員会）の正統性について等、質問が多岐にわたった。報告者からは、調査した部落では親族ネットワークからこぼれおちている世帯はなく、現在では親睦が主で互助機能は有するが生産・労働面の関わりは弱いこと、「地区」の中心的役割は良い漁港をもつ有力な「部落」のメンバーが担う傾向があること、地区復興委員会は復興の意思決定の場となり市長とのパイプを有するが任意団体であり制度的な正統性はないこと等が説明された。次に、リスケーリング論における本報告の位置づけについて。報告の最後に、欧州の事例を背景に構築されてきたリスケーリング論はnational stateより上ないしnational stateとlocal stateの間に注目してきたが、日本の事例をもとに国家のリスケーリングがlocal stateより下位スケールに及ぼす影響や両者の関係を解明すべきではないか、という問題提起が報告者からなされた。フロアからも、経済面に偏って語られる従来のリスケーリング論に対し、本事例は政治的な関係のリスケーリングを扱っており、域内分権を議論する有効な土台となるとのコメントがなされた。

第二報告は、齊藤康則氏（東北学院大学）による「仙台市における『仮設住宅ガバナンス』」

であった。震災以来、アドバイザーやコーディネイターとして仙台市の行政・市民に関わってきた齊藤氏は、関係団体等の丹念なヒアリングにもとづき、仙台市のなかでも仮設住宅の入居形態や支援ネットワーク、支援体制が多様であることを詳細なデータによって示すとともに、各支援体制の特徴と問題を指摘する。①行政型の支援体制を敷く若林区では、地域連携担当職員の重点配置を受け、さらに臨時職員を独自雇用し避難所・仮設住宅の管理人として配置している。しかし、地域連携担当職員は「内勤化」により仮設入居者との関係構築に困難を抱えている。それを補うべき臨時職員は地方公務員法によって任期が1年間に限定され、継続性に問題がある。支援ネットワークは官民協働のものと社協系列のものと2種類存在するが、それぞれの中核をなす行政と区社協はこれまで関わり合いがなく仲介役も不在のため、震災以降に活動領域が重複しても融合が厳しい状況にある。②NPO型はパーソナル・サポート・センターが主体となり、宮城野区の一部と初期の太白区でとられた体制である。被災者雇用による被災者の生活支援・コミュニティ支援を目指したが、専門性を要するコミュニティづくりに対して被災者雇用という手法をとることの矛盾から、NPO型はあまり浸透しなかった。その後、事業内容は当初の生活・コミュニティ支援から、構成団体のテーマである就労支援へとシフトしている。③自治型は、宮城野区の一部と最近の太白区でとられている体制で、仮設自治会が中核をなす。自治会長の負担感や支援ネットワークの不在、役所主導による自治会設立の失敗等の問題はあがるが、行政や病院等と連携したケア体制の確立や復興住宅の自主設計を実施するところもある。

フロアからは、成功している他地域を例にあげ、社協や行政、NPOがどのように連携して「見守り」ができるか、「支援員」が機能しない場合に誰が個々の被災者を見るかという問いかけがなされた。報告者からは、仙台市は民間と行政の連携が不十分であり、その要因として、社協の位置づけのあいまいさや各機関の縄張り意識等の問題もあるが、個々の制度や組織に属する「コーディネイター」をまとめあげるような、全体の調整役ないし仕組みの欠如が指摘された。さらに、報告では「支援員」等の被災者雇用における限界を指摘したが、被災者雇用それ自体に問題があるのではなく、どのような条件のときに成功／失敗するかを明らかにする必要があると述べられた。この報告者の問題提起を受けてフロアからは、行政の被災状況、地域内の社会関係の歴史、外部団体との関わり等によって望ましい支援体制は異なり、東日本大震災後の事例研究による知見を、学会として類型化・理論化していく段階に来たとの見解が示された。

例会に参加して印象に残った点を2点記したい。第一に、震災復旧・復興過程の多様性であり、全容の不透明さである。第二報告によれば同じ区内ですら異なるアクターたちが異なる体制で支援し、多様な問題が生じている。その背景には、地域住民の社会関係や組織の分断・対立、被災状況、産業基盤、住民層の違い等、被災地に由来する要因があるだけでなく、分権化により地域独自の制度・仕組みを実施できる幅が拡大したこと、多様な専門知・制度との結びつきを有する膨大な数の専門職員や研究者が被災地へ派遣されたことも影響しているだろう。結果として、地域特性と制度、専門知の組み合わせパターンが膨大かつ複雑怪奇になり、一地域の「成功」例を普遍化することが今まで以上に困難になっている。被災者の幸せが偶然に左右されないように、成功の要件を解明するうえで、知見を集約し複雑なパターンを読みほどこく学会の役割がますます重要になっていると感じた。第二に、意思決定・利害調整を行う適切な仕組みの不在である。基礎自治体より下位のスケールでは、合併自治体や大都市で住民参加が試みられているが（例えば、名古屋市の地域委員会、大阪市の地域活動協議会等）、住民への浸透度の低さや議会との制度的整合性の欠如等について批判は多い。第一報告で紹介された地区復興委員会のように地域がまとめ、意思決定の場が有効に機能する場合もあるだろうが、地域の生業や親族関係をベースにしているがゆえに、参加の平等性や開放性をいかに担保していくかが課題となるだろう。また、自治体内分権の進展にともない、スケール間の調整は不可避の問題となっている。課題は多いが、例会の議論のなかでは公式・非公式に意見集約や議会との連携、スケール間調整を可能にする試みが紹介され、既存の制度を活用し／すり抜ける地域のしたたかさを実感した会であった。

1-4 震災復興と地域ガバナンス（第4回地域社会学会研究例会印象記）

齊藤 麻人（横浜国立大学）

2月8日に地域社会学会2013年度第4回研究例会が東京大学において開催された。当日は数十年に一度の大雪にもかかわらず、多数の参加者を得て、活発な討議が行われた。まずもって、あのような雪の中で会場やその後の懇親会のご準備をいただいた関係者の皆様、遠方からご参加いただいた報告者のお二人、そして参加者の皆様には感謝を申し上げたい。なお、筆者が最後に研究例会に参加したのは1年以上前のことであり、震災地域を自分のフィールドとしていないこともあって足が遠のいていた。そのため、今回の発表内容についても理解が不十分なところが随所にみられ、またその解釈についても報告者の意図を十分にくみ取れていない可能性があることをご容赦いただければ幸いである。

当日の第1報告は「『平成の大合併』と東日本大震災—岩手県大船渡市旧三陸町の事例から」というタイトルで丸山真央氏（滋賀県立大学）、第2報告は「仙台市における『仮設住宅ガバナンス』—プレハブ仮設/みなし仮設、行政/社協/NPO—」というタイトルで齊藤康則氏（東北学院大学）によって行われた。両報告とも「（市町村）合併」や「ガバナンス」という言葉がタイトルに含まれていることから明らかなように、当日の研究例会は震災からの復興を目指す地域社会のありようを、地域住民の活動だけに注目するのではなく、様々な地域住民組織と行政組織の具体的な関わりの中で考察するというねらいがあったものと推察される。以下順に両報告に言及したい。

丸山氏の報告は「平成の大合併は東日本大震災への対応にどんな影響をもたらしたか」ということを基本的な問題意識として、岩手県大船渡市に合併された旧三陸町地域で2011年7月から2014年1月まで断続的に行われた行政や地域住民組織に対するヒアリング調査にもとづいている。その結果、合併の負の影響を論じる「合併=デメリット」説や逆に合併を積極的に評価する「合併=メリット」説に対して、合併による行政の脆弱性はあるものの規模の拡大や専門機能の強化が図られたという点で旧三陸町のケースは両義的であると結論づけている。しかし、この調査が明らかにしたのはそれだけにとどまらず、震災対応の第一線で実際に機能したのは同族集団（家連合）を基礎とした集落や部落、またその連合体である地区の単位であったことである。合併によって拡大し行政の支援が届きにくくなった地域においては、同族関係に支えられ、歴史的に継続した下位スケールの地域的まとまりが復興の基本的単位となった。現在大きな役割を果たしつつある「地区復興委員会」も部落代表によって構成されている。その結果「昭和の大合併」で誕生し「平成の大合併」で大船渡市の一部となった旧三陸町は、現在市役所の支所が置かれているものの、震災対応においては脇におかれ領域ガバナンスの溶解を招いていると指摘されている。また合併によって市議会は全市1選挙区になったため有権者数が少ない旧三陸町地域選出の議員が減り政治的な代表性が下がってきたことも報告された。最後にリスケーリング論との関連では、Brennerなどに代表される「国家のリスケーリング」論が国家と基礎自治体の間に生成される行政機構（自治体連合や広域都市圏など）に焦点をあてているのに対して、自治体より下位のスケールの地域的まとまりやガバナンスをどう評価するのかは新しい研究テーマになるのではないかとの見解が示された。質疑応答では市議会が単一選挙区制を採用したことにより議員の域内地区代表という性格が薄れた半面、地区復興委員会が事実上の域内分権の単位として活動しているという一種のミスマッチが生じているという指摘や、今後、市全体で資源の配分を行う必要が生じた場合に政治決定のしくみに問題はないのかなどについて議論が行われた。

齊藤氏の報告は被災者のための仮設住宅としてプレハブ仮設とみなし仮設をとりあげ、その建設や運営にあたって地域でどのような協力体制がとられたのかを仙台市の宮城野区・若林区・太白区の事例を比較検討したものである。氏の報告の前半部は仮設住宅という課題に対して政令指定都市としての仙台市が宮城県との間で、また市役所内で本庁と区役所の間でどのように役割を分担したのかについて触れた。また、後半部分では先述の3区での取り組みについて「仮設住宅

ガバナンス」という枠組みを設定し、入居形態・支援体制・支援ネットワーク・復興まちづくりという要素に分け比較分析した。例えば入居形態については被災前の集落や避難所でのコミュニティの集団移転による「コミュニティ型」とそれ以外の「バラバラ型」、支援体制では自治体を中心になる「行政型」、住民組織による「自治型」などである。またこれらの支援体制は当初から現状のとおりだったわけではなく、仮設住宅が作られ運営されていく過程で様々な要因により変化してきていることが示された。氏の報告は30以上の個人・団体に対してなされたヒアリングをもとにした詳細なもので、一つ一つのエピソードは示唆に富むものであった。しかし、筆者のように直接震災研究に関係しておらず、また仙台の地域社会の状況にも疎い者にとっては内容を十分に理解できたとは言いが難かった。報告後の質疑応答で印象に残ったのは、仮設住宅における被災者の見守りには様々な組織や団体が参加しているが、お互いが連絡なく進めているケースが多いということであった。市の福祉局や社協、またNPOなど職域が重なるアクターが多く、時にそれらの間でなわばり争いに近いことが起きるということである。そのため、「コーディネーターのコーディネート」が必要になっているということであった。また、被災者を「絆支援員」として雇用した太白区のケースでは被災者どうしの間での心の距離の問題から被災者雇用の難しさが浮き彫りになった。被災した人が被災した人の見守りをする「支援員」制度は地域によりその運用成績に差があり、どのような条件ならうまくいくのか更に検証が必要との指摘がなされた。

与えられた紙幅も少なくなったので、最後に私自身の関心でもあり、ひとつ前の研究委員会のテーマでもあったリスケーリング論の観点から丸山氏の報告についての感想を述べたい。氏の指摘された基礎自治体より下位のスケールへの注目が新しい研究領域を開く可能性については全く同意であるが、この指摘は単に空間的により狭い領域への注目という以上の意味を持つと考える。すなわち、制度化された政治的的代表性を持たない地区レベルの復興委員会が合併後の市で実質的な役割を担っているということは、政治的な新しいスケールの誕生や行政的スケールとの齟齬という性格を示している。リスケーリング論は、これまで政治経済学的観点から、資本蓄積の危機に対する国家の介入の一手段としてのスケール操作と理解されてきたために、行政による政策に焦点があてられやすかった。当然、民主的な社会ではこれらの政策を担保する政治的合意があることが前提とされているのだが、既存の「国家のリスケーリング研究」ではそうした「政治のリスケーリング」にまで踏み込んだ研究は少なかったように思われる。しかし、この面で研究が進めばリスケーリング研究の課題の一つである「リスケーリングを進める主体は誰か」という問いへの接近が可能となり、より動的なリスケーリング論を彫琢することができるのではないだろうか。丸山氏の報告はそんな予感を感じさせてくれた点でも筆者にとっては有意義なものであった。

2. 理事会からの報告

2013年度地域社会学会第4回理事会は、2014年2月8日(土)12時40分から14時05分まで東京大学本郷キャンパスで開催されました。ここでは報告事項として8件、協議事項として5件が議論されました。報告事項の詳細は各委員会報告等をご覧ください。

出席者：鯨坂学、浦野正樹、黒田由彦、齊藤康則、清水亮、杉本久未子、中西典子、室井研二、山下祐介、横田尚俊、吉原直樹、渡戸一郎、藤井和佐

報告事項

1. 研究委員会報告
 震災特別委員会報告
2. 編集委員会報告
3. 国際交流委員会・ISA-RC21 担当報告

4. 地域社会学会賞選考委員会報告
5. 地域社会学会「世界へのメッセージ」作成特別委員会
6. 社会学系コンソーシアム担当報告
7. 第 39 回大会開催事務局報告
8. 事務局報告
財務担当報告

協議事項

1. 入会の承認（2 名）、退会の承認（1 名 ※本年度分会費納入済み）。2010 年以降の会費未納により「会員資格を失った」とする者の承認（4 名）。ただし、通知する期日までに会費納入があった場合は、会員資格を復活させる。
*承認後会員数 409 名（一般会員 347 名、院生会員 55 名、終身会員 7 名）。
2. 次期理事選挙における選挙管理委員として清水洋行、中西典子、西村雄郎の 3 名を選任した。
3. 地域社会学会における著作権規定の新設に関し、『地域社会学会年報』の投稿規定の改定案及び著作権規定案が編集委員会委員長より示された。『地域社会学会年報』の投稿規定に著作権に関する 1 項目を追加し、別途、『地域社会学会会報』における著作権も含む「地域社会学会著作権規定」に詳細を委ねる形式となっている。文言等も含め、慎重に検討する必要があることから継続審議とした。
4. 地域社会学会会計における繰越金の増加に鑑み、有効活用するために繰越金の一部を特定目的のために基金化する案が財務担当理事より示された。特定目的の目処を立て、具体的な金額も決めたほうが良いという意見に基づき継続審議とした。
5. 学会賞選考委員会委員長から第 7 回（2013 年度）地域社会学会賞の各賞について、地域社会学会賞各部門及び地域社会学会奨励賞個人著書部門の候補作はないこと。地域社会学会奨励賞論文部門の候補作が提案され、承認された。併せて選考委員の交代について報告があった。

その他

1. 2015 年開催の第 40 回大会開催について、東北学院大学を開催校とすることが鯨坂学会長から報告された。

(藤井和佐)

3. 研究委員会からの報告

2013 年度第 4 回研究委員会においては、前回に引き続き、5 月の大会シンポジウムのテーマおよび報告者について議論しました。その結果、テーマを「災害復興のビジョンと現実—ポスト 3.11 の地域社会学を考える」とすることが決定されました。報告者については、山下祐介会員（首都大学東京）と大矢根淳会員（専修大学）に依頼することになりました。3 人目の報告者としては、数名のお名前があがりましたが、最終的に、『3.11 慟哭の記録』（新曜社）で知られる金菱清氏（東北学院大学）に依頼することが決まりました。コメンテーターについては、玉野和志会員（首都大学東京）と高橋誠会員（名古屋大学）にお願いすることになりました。シンポジウムの意図、および報告者とコメンテーターの選定基準等については、シンポジウム・コーディネーターを務める室井研二委員が『地域社会学会第 39 回大会プログラム・報告要旨集』（『会報』184 号、4 月中旬発行予定）で説明します。なお、司会は室井会員と黒田が担当します。

「ポスト 3.11 の地域社会」というテーマを掲げてきた今期の研究委員会の総決算ともいえるべきシンポジウム、みなさまのご参加をお待ちしています。

出席者：浦野正樹会員（国際交流委員会兼務）、齋藤康則会員、高木竜輔会員、
室井研二会員、山下祐介会員、渡戸一郎会員、黒田由彦

（黒田由彦）

4. 編集委員会からの報告

大雪の2月8日、東京大学において第4回編集委員会を開催しました。年報26集には東日本大震災関連の特集論文4本、自由投稿論文5本を掲載することになりました。例年通り、5月の大会時の発行を目指しております。

その他、継続審議になっていた年報掲載論文の著作権問題について、投稿規定の改定と著作権規定の新設を議論して編集委員会案をとりまとめました。直ちに理事会にこれを提案していますので、順調にいけば新規定の下で次の年報27集の投稿募集が行われることになる予定です。

当日出席した委員は、雪の影響で市川正彦、清水亮、中西典子、横田尚俊の4名と少なめでした。委員会成立の定足数についての内規は特にありませんが、念のために当日の議論を事後に各委員に電子メールで配信し、承認を得て確定いたしました。

（清水 亮）

5. 国際交流委員会からの報告

2月8日の委員会は、ISA/RC21 関連ワーキンググループのメンバーを含めた拡大国際交流委員会のかたちで開催され、今回はとくに ISA 横浜大会 RC21 関連の開催地周辺におけるツアー等の企画を中心に話し合われました。ツアーは、2～3 コース程度を用意し7月第3週の ISA 横浜大会の日程のうち、比較的 RC21 のセッションと重ならない日程を今後煮詰めていくことにしています。この運営にあたっては、地域社会学会及び日本都市社会学会からの応分の費用補助が既に確定していますが、ツアーとして港湾クルーズやバス・ツアー等の企画を用意しているため、地域社会学会には少し多めの予算編成をお願いすることにしました。ツアーへの参加はもちろんです。今後企画の運営や執行面でも会員諸氏には積極的な協力・支援をお願いします。

ワーキンググループでは、現在のところ、暫定的ですが下記のようなツアーを想定しています。

1. 港ヨコハマ・コース（みなとみらい再開発地区や赤レンガ倉庫、中華街、山手地区などの歴史的地区を周り、湾内クルーズにより稼働中の埠頭を海上から見学）
2. ディープヨコハマ・コース（寿町と黄金町を歩いて周り地域福祉と地域活性化の現場を訪ねる）
3. 京浜工業地帯コース（鶴見～川崎の工場やエネルギープラントを訪ね、グローバルシティ東京を支える経済基盤の一つである製造業の集積を見学する）

（浦野正樹）

6. 地域社会学会賞選考委員会からの報告

1) 2月8日の第4回学会賞選考委員会では2013年度学会賞奨励賞論文部門の受賞者候補を確定し、同日の理事会に報告、了承された。

2) 岩崎信彦、似田貝香門、西山八重子の各選考委員の退任を了承し、あらたに鯉坂学、町村敬志、武田尚子の各氏を選出し、理事会に報告、承認された。

3) 第8期（2014-2015年度）の推薦委員を選出した。

（吉原直樹）

7. 地域社会学会「世界へのメッセージ」作成特別委員会からの報告

Searching for the Theories and Realities of Urban and Rural Societies in Japan: a Message to World Sociologist from Japan Association of Regional and Community Studies は、1月、ネイティブによる英文校正が示され、特別委員会で、検討・修正の上、社会学系コンソーシアムに返送致しました。

(橋本和孝)

8. 社会学系コンソーシアム担当からの報告

1月26日、社会学系コンソーシアムの評議会において理事選挙が実施され、シンポジウム「高齢社会の若者論」終了後の新理事会で理事長に吉原直樹氏（日本社会学会）、副理事長に橋本和孝が選出されました。

(橋本和孝)

9. 第39回大会開催事務局からの報告

5月10日（土）・11日（日）の両日、早稲田大学戸山キャンパスにて地域社会学会を開催させていただきます。地下鉄東西線早稲田駅から徒歩5分で、大隈講堂や庭園などがある早稲田キャンパスからも徒歩5分のところにあります。

東京都心での開催ですので、是非多くの方々に参加していただければ幸いです。あいにく現在キャンパスは校舎の新築工事などが続き、若干迷路のようになっている部分もあって、ご迷惑をおかけするかと思いますがご容赦ください。

スタッフ一同、充実した大会に出来るようサポートしたいと思います。懇親会は、大隈講堂近くの建物の高層階での開催を予定しております。是非、春の早稲田の雰囲気と東京の夜景をお楽しみください。

(浦野正樹)

10. 事務局からの連絡

<2013年度以前の会費納入のお願い>

2013年度の会費をまだ納入されていない方は、納入をお願いいたします。一般会員は、6,500円（年報代含む）、院生会員は、5,000円（年報代含む）です。同封の郵便振替用紙に会員ご本人の氏名・ご所属を明記のうえ、2014年度分とともに納入くださいますようよろしくごお願い申し上げます。振り込まれた方には、年報25集をお送りします。

また過年度会費未納の方は、未納年度の会費もお振り込みくださいますよう、お願いします。お振込いただいた方には、当該年度の年報をお送りします。

会則第6条2に「継続して3年以上会費を滞納した会員は、原則として会員資格を失うものとする」とありますので、ご注意ください。

なお、納入しているにもかかわらず請求書が届きましたら、事務局までご一報ください。

11. 会員異動

(略)

12. 第7回(2013年度)地域社会学会賞の発表と選考経過・受賞刊行物の講評及び受賞者の言葉

1) 第7回(2013年度)「地域社会学会賞」「地域社会学会奨励賞」の発表

(1) 地域社会学会賞

○個人著書部門

該当なし。

○共同研究部門

該当なし。

(2) 地域社会学会奨励賞

○個人著書部門

該当なし。

○共同研究部門

該当なし。

○論文部門

大堀研「災害後の計画策定と住民参加とが両立する条件についての考察」『地域社会学会年報』第25集, 2013年5月

阪口毅「『都市コミュニティ』研究における活動アプローチ」『地域社会学会年報』第25集, 2013年5月

2) 選考経過

(1) 選考対象刊行物の推薦と資格要件の審査

2013年度の選考対象となる刊行物は2012年6月1日から2013年5月31日までの1年間に刊行されたものである。第2回委員会(2013年10月5日)において推薦委員の推薦による刊行物についての資格要件を審査し、選考対象を以下のように確定した。学会賞個人著書部門4点(推薦4点)、共同研究部門2点(推薦4点)、奨励賞個人著書部門1点(推薦2点)、論文部門4点(推薦6点)。

(2) 第3回委員会(2013年12月14日)、第4回委員会(2014年2月8日)において、上記の確定した選考対象について慎重に審議・選考して授賞候補を確定し、2月8日の理事会において承認を受け決定した。

(3) 今期の推薦委員は、田中研之輔、早川洋行、武田尚子、横田尚俊、吉野英岐、小浜ふみ子、二階堂裕子、大澤善信、山崎仁朗、小内純子、清水洋行、築山秀夫、丹辺宣彦、丸山真央(順不同)の各委員であった。委員としてのご尽力に対して、記して感謝申し上げる。

3) 授賞刊行物の講評

○地域社会学会奨励賞(論文部門)

大堀 研「災害後の計画策定と住民参加とが両立する条件についての考察: 岩手県釜石市の事例」『地域社会学会年報』第25集, 2013年5月。

本稿は、釜石市の復興まちづくり基本計画を事例として、復興に関する計画の策定過程を検討することによって、災害後の計画策定における住民参加のありようを考察しようとするものである。具体的には同市の花露辺(けろべ)地区と平田地区の土地利用計画案の策定過程を、両地区の被災状況、基盤整備手法、組織連関、住民の評価等と関連させながら緻密に追いつめることによって、それを可能にした要因をさぐり出そうとする。そしてそこから計画策定と住民参加の両立の可能性について論じられる。さまざまな利害がせめぎ合うなかで、復興計画がどう立ち上がって、それが成案となってゆくのかを追ってゆく作業は、簡単にみえて実はそうではない。本稿はこの作業に果敢にかかわり、上記の可能性を浮き彫りにしようとする。しかも作業を誘う分析

の手法は手堅く、一見平板にみえる記述スタイルも説得的である。いずれにせよ、本稿が「復興の社会学」展開のための一つの素材提供の役割を果たしていることはたしかである。

もっとも、本稿にとって鍵概念となる住民参加そのものの内実が十分に詰め切れていないために、計画策定と住民参加の両立というテーマが必ずしも論述全体にゆきわたっていないという憾みは残る。

○地域社会学会奨励賞（論文部門）

阪口毅「『都市コミュニティ』研究における活動アプローチ：大都市インナーエリア・新宿大久保地域における調査実践より」『地域社会学会年報』第25集, 2013年5月。

本論文は、先行研究の批判的検討をもとに、コミュニティを「非線形的で常に生成途上にある創発的」なものとして捉える新たなコミュニティ研究の方法を定式化しようとしたものである。

執筆者が「活動アプローチ」と名付けた研究方法は、①「集合的な出来事」が生起する過程で諸制度・組織がどのように作用したかに焦点をあてた構造分析を行うこと、②活動に関わる主体を名目上の「成員」と、実際の活動を支える「担い手」に分け分析すること、③諸制度・組織の実際上の連関や、流動する多様な主体の相互行為とネットワークの動態を把握するため＜個別の活動＞の束として記述すること、④これらを通して、運動の「可視的側面」を明らかにするとともに、この「可視的側面」が「なぜ、どのように生じたのか、その道程と前提条件を明らかにする」ための「潜在的局面」の分析をおこなうことを通して、「異なる固有の歴史を持つ複数の主体が、『集合的な出来事』の局面でどのように結び合うのか、その経験や記憶がどのように新たな活動に繋がっていくのか、集合的な主体が生成する道程と条件」を明らかにすることを目的としている。

この分析枠組みを、執筆者は自らが参与観察を行ってきた、新大保地域の市民グループ「共住懇」とその関連イベントである「アジア祭」の分析に適用し、生成途上にある創発的コミュニティの姿を描き出している。その分析は必ずしも十分なものとはいえないが、「活動アプローチ」と「アジア祭り」にかける執筆者の思い入れが十分に伝わるものとなっており、今後の研究活動に期待を持たせる論文であった。このことから本作に若手奨励賞を授与することとした。

4) 受賞者の言葉

○地域社会学会奨励賞（論文部門）

大堀 研（宮崎大学）

この度は地域社会学会奨励賞に拙稿をお選び下さり、誠に有難うございました。

最初にお知らせを頂戴した際は驚きました。初稿には、数多くの難点が含まれていたためです。査読の先生方が細やかにご指導下さったお陰で大分改善されましたが（査読の先生方には篤く御礼を申し上げます）、著者本人としては、相変わらずあらばかりが目立つ論文のように感じてしまいます。奨励賞は、より精進せよとの叱咤激励を頂いたと受け止めております。

本稿は東日本大震災後の岩手県釜石市における復興計画策定の状況を追ったものです。大規模な復興事業と早期の生活再建が対立的に語られることが多い中、それらを両立させる条件を、市全体の動向、その中での二つの地区の事例を通じて探りました。自分なりの解答を見出すべく努力いたしましたが、事例数が少ないこともあり、提出した知見はすべての地域に適用できるものではないという限界を抱えております。本稿以後の状況変化が大きいこともあり、今後さらにブラッシュアップを進めて参りたいと考えております。

大災害の直後ということもあり、インテンシブなインタビューはできるだけ避けるようにはしておりましたが、それでも何名かの方には、大変お忙しい中でお時間を割いていただくことになってしまいました。釜石市の方々には、ご迷惑をおかけしたことをお詫びするとともに、ご協力に深く御礼申し上げます。釜石市、被災地の「復興」を願ってやみません。

○地域社会学会奨励賞(論文部門)

阪口 毅(中央大学大学院)

このたびは、地域社会学会奨励賞を賜りまして、誠にありがとうございます。二十歳の頃より、新宿大久保地区にてフィールドワークを続けてきただけの私にとって、大きな励ましとなりました。歩みは遅くとも、この道を貫こうと決意を新たにしました。

本稿で提起した「活動アプローチ」は、地域社会を領域と成員に基づく安定した構造をもつ実体として捉える認識論から、絶えざる流動化／再構造化の過程／道程(process, passage)として捉える認識論への移行を、方法論のレベルで目指すものです。卒論と修論を執筆するなかで獲得した理論と方法を、本稿を執筆するなかで少しずつ掘り直すことができましたが、地域社会学には、組織・集団の運動やネットワークの動態に関する優れたモノグラフの蓄積があり、先行研究とのつき合わせ、他の事例との比較研究など、課題は山積しています。しかしこの作業を通じて、既存のモノグラフの蓄積のなかに、また現在フィールドへ入っている研究者の方々の手元あって、重視されてこなかったデータの再解釈の道が開けないかと考えています。

またこの理論と方法は、理論的研究から導き出されたものではなく、フィールドにおける観察記録、活動の担い手たちとの個別の二者関係、中央大学新原道信ゼミナールを中心とする他の研究者たちとの対話のなかで生まれたものです。今後も、同じようにフィールドに身を浸して考える方々との、新たな出会いのなかで、理論と方法を練り上げていきたいと考えています。

13. 会員の研究成果情報(2013年度・第5次分)

2013年以降の研究成果に関する情報を募集します。同封の用紙(地域社会学会WEBサイトからMSワード版がダウンロードできます)の情報を、事務局宛のメール(あるいはファックス)でお送りください。ご協力よろしく申し上げます。

万一、情報を提供したのに掲載されていないなどの手違いがございましたら、事務局まで御一報くださいますようお願いいたします。

[本号掲載分は2013年以降に刊行、2014年2月28日までに情報提供があり、過去の会報の研究成果情報に掲載されていないものに限る。口頭発表は除く。]

2013年著作

山崎仁朗・宗野隆俊編『地域自治の最前線—新潟県上越市の挑戦』ナカニシヤ出版、2013年11月

2014年著作

古平浩『ローカル・ガバナンスと社会的企業—新しい地方鉄道経営』追手門学院大学出版会、2014年2月

山崎仁朗編『日本コミュニティ政策の検証—自治体内分権と地域自治へ向けて』東信堂、2014年1月

2014年論文

橋本和孝・高橋一得「ベトナムの中の日本—日本のグローバリゼーションの一例・再論—」『関東学院大学文学部紀要』第129号、2014年1月

山崎仁朗「ニュルンベルク市の市民団体について—『コミュニティの制度化』のもうひとつのかたち」『岐阜大学地域科学部研究報告』34、2014年2月

以上